

優生保護法の改正問題について

8/1

1. 改正の動きの経緯

- ①不良な子孫の出生の防止という法目的、障害者に対する強制的な優生手術については、かねてから批判があったが、平成5年の障害者基本法の成立により、改正要望が一層高まっている。
- ②昨年のカイロ人口会議の際、日本の障害者団体が、精神薄弱者への強制的な優生手術の問題を紹介し、日本の優生保護法に対する批判が外国の新聞にも報道された。
- ③カイロ人口会議を受けて、女性国会議員が優生保護法やリプロダクティブライツについての勉強会を開いたり、障害者団体の厚生大臣陳情（D P I 障害者インターナショナル女性障害者ネットワーク）などの動きがあった。
- ④本年5月には、受胎調節の実地指導に関する特例規定の延長を内容とする優生保護法の改正の議員立法が提出されたが、その際、全家連からの陳情もあり、自民党社会部会長の衛藤先生からは、第一条の「不良な子孫の出生の防止」の字句だけでも削れないか、という検討要請があった。厚生省としては、議論が波及拡大するおそれがあるため、今回の改正は難しい旨を説明。結局、社会部会の席で、衛藤部会長が、この問題は、別途の取扱とし、改めて社会部会で相談したい、と発言し了承を得た。
- ⑤その後、衛藤議員からは、参議院選挙後には、社会部会に小委員会を設置して団体ヒアリングをしたい旨の指示があった。
- ⑥本年9月には、北京で世界女性会議が開かれる予定であり、この問題が再び議論されるおそれがある。

2. 改正に着手する場合の改正の内容

障害者基本法を踏まえ、障害者の差別法制の撤廃という文脈で議論を進め、不良な子孫の出生の防止という法目的、障害者に対する強制的な優生手術等について削除する。この場合、人工妊娠中絶については、国民的に議論が割れていることから、現状では、一切手を付けないことが適当。

(1) 法律の題名の改正

a 案：母性保護法

b 案：人工妊娠中絶の要件等に関する法律（「不妊手術及び人工妊娠中絶の要件等に関する法律」）

(2) 法目的の改正

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を削る。

(3) 優生手術の規定の廃止又は改正

○強制的な優生手術関係（第4条、第12条）

— 削除

○任意の優生手術関係

①生殖を不能とする手術の禁止規定（28条）

②任意の優生手術の要件（3条）

イ. 本人及び配偶者の同意

ロ. 手術の術式の制限（子宮摘出手術などは禁止）

ハ. 対象要件

- ・ 本人、配偶者の遺伝性疾患等
- ・ 4親等以内の遺伝性疾患等
- ・ 本人、配偶者のらい疾患
- ・ 妊娠・分娩が母体の生命の危険
- ・ 数人の子を有し、分娩ごとに健康度を害する

削除
(a 案)

削除
(b 案)

削除
(c 案)

a 案：優生手術の規定を全部削除する。第28条の生殖を不能とする手術の禁止の規定も削る。→個人の自由と医学の判断にまかせて法的関与はしない

b 案：強制優生手術の規定を削り、医師の認定による手術は要件を簡素化し、本人及び配偶者の同意と、手術の術式の制限のみを残し、対象要件は自由とする。→現行よりも要件が広がる。

c 案：医師の認定による手術は、対象要件について、遺伝性疾患等によるもののみを削る。→現行よりも要件が狭くなる。

(4) 優生保護審査会の廃止

(5) 優生保護相談所の廃止

(6) 人工妊娠中絶の規定（14条）中の障害者に関する規定の取扱

a 案：1号、2号、3号を削る。→現行よりも要件が狭くなる。

b 案：3号（らい）は削り、1号、2号（遺伝性疾患等）は、表現を簡略化。

（例：「本人、配偶者、4親等以内の血族関係にある者が遺伝性疾患を有している者」）

c 案：今後の課題とし、今回は手を付けない。3号（らい）は、らい予防法改正の附則で改正する。→優生思想の規定が残る。

(7) 受胎調節実施指導員の医薬品販売の特例規定について、現行5年の期限を「当分の間」に改めるかどうか。（母子保健課関係）

3. 今後の進め方

○基本的に、役所主導ではなく、政党主導の案件。優生保護法自体が議員立法の法律であることもあり、改正については、議員立法とすることが適当。

○衛藤先生からは、小委員会で団体ヒアリングをし、秋の臨時国会か通常国会で改正したいので、その段取りの案を検討してほしいと依頼されている。

*小委員会を仮に作るとしても、現存の小委員会とは別に、新規に作ってもらうことが適当ではないか。

*また、実施時期については、内閣改造や自民党の役員改選とのからみをどうみるか。

*議論が拡大しないように、短期間でまとめることが適当ではないか。

- ・女性の産む権利、胎児の人権、経済条項、胎児条項、減数手術などの議論は国民的に議論が分かれるため、できるだけ避ける。あるいは、議論の対立点の整理は行うが、改正には盛り込まない。
- ・9月ごろから小委員会を3回程度開き、秋の臨時国会で処理することも一案。

*ヒアリングを行うとした場合の関係団体

- ・医療団体（日本医師会、日本母性保護医産婦人科医会）
- ・障害者団体（日本障害者協議会）
- ・母子保健団体
- ・女性団体？

人工妊娠中絶規定をめぐる様々な意見

人工妊娠中絶については、「産む産まないは女性の権利に属するので、法律で規制すべきではない」という意見から、「胎児の生命は尊重されるべきであり、中絶は許されるべきではない」という意見まで、国民各層の意見が、宗教観や思想によって様々に分かれているのが現状である。

(緩和論)

○中絶規制の廃止

- ・産む産まないは女性（又は両親）が決めることであり、法律による規制は不要であるとの意見

○中絶可能な期間の延長

- ・現在22週とされている中絶可能な期間を延長すべきとの意見

(抑制論)

○経済条項の削除

- ・経済的に豊かになった現在において、経済的理由から中絶を許す規定があるのはおかしいから削るべきとの意見

○母体の健康の要件の厳格運用

- ・現行法では、「母体の健康を著しく害するおそれ」が広く解釈され運用されているが、これを厳格に運用すべきとの意見

(その他)

○本人や配偶者が精神障害者等であることを理由とする中絶要件の削除

- ・障害者の人権を否定するものとして削除すべき。中絶の要件は健常人と同じで良いとする。

○胎児条項の創設

- ・人工妊娠中絶が認められる場合として、胎児に重度の異常がある場合を加えるべきとの意見

○減数手術の認知

- ・多胎妊娠の際に一部の胎児を死亡させ減数させる減数手術は、方法によっては墮胎罪のおそれもあり、また、生命を選択するものとして生命倫理上の問題もあるとされるが、近年の医学的知見を勘案し、これを正式に認めるべきとの意見

優生保護法の構成

第1章 総則 1条 目的：「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」 ----- 2条 定義：優生手術、人工妊娠中絶
第2章 優生手術 3条 医師の認定による優生手術（本人の同意） 本人及び配偶者の同意を得て、所定の術式によって行う。 但し、未成年者、精神病患者、精神薄弱者を除く。 ①本人又は配偶者の遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患、遺伝性奇型、配偶者の精神病、精神薄弱 ②本人又は配偶者の四親等以内の血族の遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患、遺伝性奇型 ③本人又は配偶者のらい疾患に罹り、かつ、子孫に伝染するおそれ ④妊娠又は分娩が、母性の生命に危険をおよぼすおそれ ⑤現に数人の子を有し、かつ分娩ごとに母体の健康度を著しく低下するおそれ ----- 4条～11条 審査を要件とする優生手術（強制的） 都道府県優生保護審査会の審査で行う ○別表に掲げる遺伝性疾患に罹っている者 ----- 12条・13条 精神病患者等に対する優生手術（強制的） 保護者の同意と都道府県優生保護審査会の審査で行う ○第4条の対象以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者
第3章 母性保護 14条 医師の認定による人工妊娠中絶（本人の同意） 次に該当する場合に、本人及び配偶者の同意を得て優生保護指定医が行う ①本人又は配偶者の精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患、遺伝性奇形 ②本人又は配偶者の四親等以内の血族の遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患、遺伝性奇型 ③本人又は配偶者のらい疾患 ④妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれ ⑤暴行、脅迫等による妊娠 ----- 15条 受胎調節の実地指導
第4章 都道府県優生保護審査会 16条～19条 優生保護審査会：第4条、第12条の強制的な優生手術の審査
第5章 優生保護相談所 20条～24条：遺伝相談を行う。事実上保健所に併設
第6章 届出、禁止その他 25条 届出：優生手術、人工妊娠中絶を行った医師 26条 通知：優生手術を受けた者が婚姻しようとするときに、その相手に対し通知しなければならない 27条 秘密の保持 28条 禁止：この法律の規定による場合のほか、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない
第7章 罰則 29条～34条
附則 39条 受胎調節指導のために必要な医薬品（時限規定）
別表 遺伝性疾患を列挙 ・遺伝性精神病（精神分裂病、そううつ病、てんかんを遺伝性精神病として規定） ・遺伝性精神薄弱 ・顕著な遺伝性精神病質（顕著な性欲異常、顕著な犯罪傾向） ・顕著な遺伝性身体疾患（血友病、全色盲等の22疾患を規定） ・強度な遺伝性奇型（裂手、裂足、先天性骨欠損症）